

令和6年度

国営施設応急対策事業雄国山麓地区・母畑地区

雄国山麓地区及び母畑地区再評価検討業務

特 別 仕 様 書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

国営施設応急対策事業雄国山麓地区・母畑地区 雄国山麓地区及び母畑地区再評価検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、国営施設応急対策事業雄国山麓地区及び母畑地区における令和7年度に実施する再評価予備的検討にあたり必要となる資料の作成を行うものである。

(場 所)

第1-3条

本業務において対象とする場所は、雄国山麓地区においては福島県喜多方市、母畑地区においては福島県郡山市、白河市、須賀川市、西白河郡中島村、石川郡石川町及び同郡玉川村であり、別添位置図に示すとおりである。

(事業概要)

第1-4条

本業務の対象となる国営土地改良事業の概要は次のとおりである。

【雄国山麓地区】

- ・ 主要工事：大深沢調整池 1 式、第 1 号揚水機場 1 式、第 2 号幹線用水路 2.6 km
水管理施設 1 式
- ・ 事業工期：令和 3 年度～令和 8 年度
- ・ 総事業費：19 億円（令和元年度単価）
- ・ 受益面積：542ha（水田 298ha、畑 244ha）（平成 31 年 4 月時点）

【母畑地区】

- ・ 主要工事：千五沢ダム取水設備 1 式、導水トンネル（南北調整池）1 式、
北幹線用水路 9.2 km、南幹線用水路 8.3 km
- ・ 事業工期：令和 3 年度～令和 10 年度
- ・ 総事業費：35 億円（令和元年度単価）
- ・ 受益面積：1,965ha（水田 900ha、畑 1,065ha）（平成 31 年 4 月時点）

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条

本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第 85 条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料とともに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- 2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- 3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異

なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

4 業務成果物のミス、不備等

(一般事項)

第1-6条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有する者でなければならない。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農村地域計画 農業－農村環境 農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画
	農 業	農業土木、農村地域計画、 農村環境、農業農村工学、 農村地域・資源計画
博士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第1-8条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-9条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあつては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置づけられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-10条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

設計の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番 号	名 称	発 行	制定(改定) 年月
1	農業農村整備事業計画作成便覧 (農業農村整備事業計画研究会編)	(株)地球社	平成15年8月
2	国営土地改良事業等再評価実施要領	農村振興局長 ・生産局長	平成22年8月 (最終改正)

(貸与資料)

第2-2条

貸与資料は次のとおりとする。

分 類	貸 与 資 料 名	数量
1	国営雄国山麓地区土地改良事業計画書 国営母畑地区土地改良事業計画書	1 式
2	喜多方市農業振興地域整備計画書 郡山市農業振興地域整備計画書 白河市農業振興地域整備計画書 須賀川市農業振興地域整備計画書 中島村農業振興地域整備計画書 石川町農業振興地域整備計画書 玉川村農業振興地域整備計画書	1 式
3	喜多方市水田収益力強化ビジョン 郡山市水田収益力強化ビジョン 白河市水田収益力強化ビジョン 須賀川市水田収益力強化ビジョン 中島村水田収益力強化ビジョン 石川町水田収益力強化ビジョン 玉川村水田収益力強化ビジョン	1 式
4	令和4年度国営施設応急対策事業 角田地区再評価資料作成業務 報告書	1 式
その他	監督職員が必要と認める資料	1 式

(貸与資料の取扱い)

第2-3条

第2-2条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙1「作業項目内訳表」(該当項目)に○印で示すものとする。

作 業 項 目	数 量	備考
1. 貸与資料の検討	1 式	
2. 農業情勢等調書の作成	1 式	
3. その他の資料収集整理	1 式	
4. 環境との調和への配慮の整理	1 式	
5. 予備的検討資料の作成	1 式	
6. 点検とりまとめ	1 式	

(設計作業の留意点)

第3-2条

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の内容を十分把握し、本業務の作業を行うものとする。
- (2) 貸与資料や受注者が有する資料等を参考にする場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 引用する写真及び図面は、仕上がり時において読み取りが可能となるよう解像度に注意するものとする。
- (4) 引用する文献や写真等で著作権があるものについては権利者と十分調整するものとする。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条

契約後業務着手並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表者は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、前提条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

イ) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ①前提条件
- ②業務計画の妥当性
- ③スケジュール

ロ) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規程の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 会議等経費

「業務確認会議」に必要な経費については現行での初回打合せ経費に含まれている。

- (3) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

- (1) 共通仕様書第1～10条による打合せについては主として次の段階で行うものとする。
また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

1) 初 回 作業着手の段階

2) 第2回 中間打合せ（農業情勢等調書の作成、その他の資料収集整理、環境との調和への配慮の整理段階）

3) 第3回 中間打合せ（予備的検討資料作成段階）

4) 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、上記の打合せの都度、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、その内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1～11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

（成果物）

第5－1条

成果物を共通仕様書第1～17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R等）により別途1部提出するものとする。

- (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、雄国山麓地区及び母畑地区について各々成果物を分冊し提出する。

- (1) で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

（成果物の提出）

第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

福島県福島市笹谷字稲場38－7

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- (6) 歩掛調査を変更追加する場合。
- (7) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1

【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄
1. 貸与資料の検討	貸与資料を基に、本地区の再評価基礎資料作成の作業計画を樹立する。	○
2. 農業情勢等調書の作成		
2－1. 社会経済情勢の変化		
(1) 産業別就業人口の動向	産業別人口の動向について、国勢調査結果により整理する。	○
(2) 地域経済の動向	農業算出額、製造品出荷額、商品販売額の動向について、現計画策定時と現在（最新公表年から遡って5ヶ年平均）を農林水産統計年報、工業統計表、商業統計表により整理する。	○
(3) 農業の動向	農家、土地、主要作物、大家畜、動力機具、地域指定の動向について、農林業センサスにより整理する。	○
(4) 経営耕地面積規模別農家数及び耕地の分散状況	経営耕地面積規模別農家数、1戸当たり平均農用地面積及び耕地の分散状況について、農林業センサスにより整理する。	○
(5) 認定農業者数の推移	認定農業者数（経営体）及び認定農業者数（法人）の推移について、農業経営改善計画の認定状況により整理する。	○
(6) 法人化の協業経営及び組織形態別集落営農数の推移	法人化の協業経営及び組織形態別集落営農数の推移について、農林業センサス及び集落営農実態検査により整理する。	○
2－2. 費用対効果分析の基礎となる要因の変化		
(1) 営農計画	作付面積、単位面積当たり収量、作物率について、現計画に基づき現況と計画の作物毎に整理するとともに、各種振興計画から今後の作物振興の見直しについて整理する。	○
(2) 農業振興計画等の見直し状況	県、市町村、農協等の農業振興計画等の見直し状況について整理する。	○
(3) 農産物の動向	作付面積、農産物価格、労賃単価、単位面積当たり収量について、現計画策定時（5ヶ年平均）と現在（最新公表年から遡って5年分のデータ）を農林水産統計年報、農産物価統計により整理・対比し、変化の状況及び要因について分析する。	○
3. その他の資料収集整理		
(1) 農業振興の必要性	優良農業地域（食料供給基地）、地区の社会経済情勢、農業振興計画等の変化や、上位計画も鑑み、農業振興の必要性を検討する。	○
(2) 上位計画との整合	最近の各種農業施策（農林水産業、地域の活力創造プラン等）との整合について検討する。	○
(3) 事業評価の妥当性	営農計画、経済効果等に係わる基礎的要因により事業評価の妥当性について検討する。	○
(4) 事業継続の必要性	農業振興の必要性及び事業評価の妥当性により、事業継続の必要性について整理する。	○

4. 環境との調和への配慮の整理	環境との調和への配慮の内容について整理する。	○
5. 予備的検討資料の作成	再評価検討委員会に必要となる、再評価予備的検討結果（案）及び説明資料（案）（参考資料含む）を作成する。（作成資料の様式及び項目は別紙2を参考）	○
6. 点検とりまとめ	各作業項目の成果品について、点検、照査、とりまとめ及び報告書作成を行う。	○

I. 再評価予備的検討結果(案)

国営土地改良事業再評価予備的検討様式（案）

1. 事業の概要

地 区 名		局 名		関係市町村名	
事 業 名					
事 業 概 要	・ 国営（機構営の場合は機構営。以下同様）事業地区の概要、事業目的等を記載。 ・ 事業内容等←受益面積、主要工事計画、総事業費、工期とも一期、二期の区別は不要。また、予備的検討時点で確定している事業計画上の数値を記載。 受 益 面 積 ○○ha（水田○○ha、畑○○ha） 主要工事計画 ダム○箇所、頭首工○箇所、用水路○○km←水管理施設は記載しない 国営総事業費 ○○百万円（令和○○年度時点 ○○百万円）←前者は事業計画上、（ ）内は予備的検討時点の総事業費を記載 工 期 平成○年度～令和○○年度予定←採択年度から施設機能監視期間まで （平成 ○年度～令和○△年度 工事期間） （平成○×年度～令和○○年度 施設機能監視期間）				

2. 予備的検討に当たり、社会経済情勢の動向等に鑑み留意すべき事項

変更項目及び要件	項 目	現 計 画	現 状※	増 △ 減	増△減の内訳又は理由	
①受益面積の変更	※ 1	ha	ha	ha		
②事業目的別面積の変更	※ 2	ha	ha	ha		
③主要工事の変更						
④事業費の変更	現 計 画 (百万円)	現 状 (百万円)	増 △ 減 (百万円)	自然増を除く (百万円)	備 考	
				(%)	()は現計画に 対する割合	
⑤上記のほか社会経済情 勢の動向等に鑑み特に留 意すべき事項	内 容					

- ※1 ①受益面積の変更の項目欄には、農業用排水、農地防災事業等の事業名を記載する。②事業目的別面積の変更の項目欄には、用水改良、排水改良、畑地かんがい等の事業目的、田、輪換耕地、普通畑等の造成農地の利用区分を記載する。
- ※2 上記の現状欄については、現時点で予定している事項があれば、その予定事項も含めて記載する。
- ※3 再評価実施時に計画変更手続が確定していることが明らかな場合については、計画変更手続後の状況を前提として取り扱うものとする。

3. 再評価の実施の判断

上記留意事項を踏まえた 再評価の実施の判断	実施の要否	理 由

- ※2 の留意事項中、国営土地改良事業計画変更取扱要領（昭和40年12月20日付40農地C第389号、最終改正平成18年10月1日付18農振第906号）の第1の(1)～(5)に掲げるいずれかに該当する場合については、原則として再評価を実施するものとする。
- ※事業種の関係等により、本様式により難しい場合については、本様式に準じて作成しても構わない。

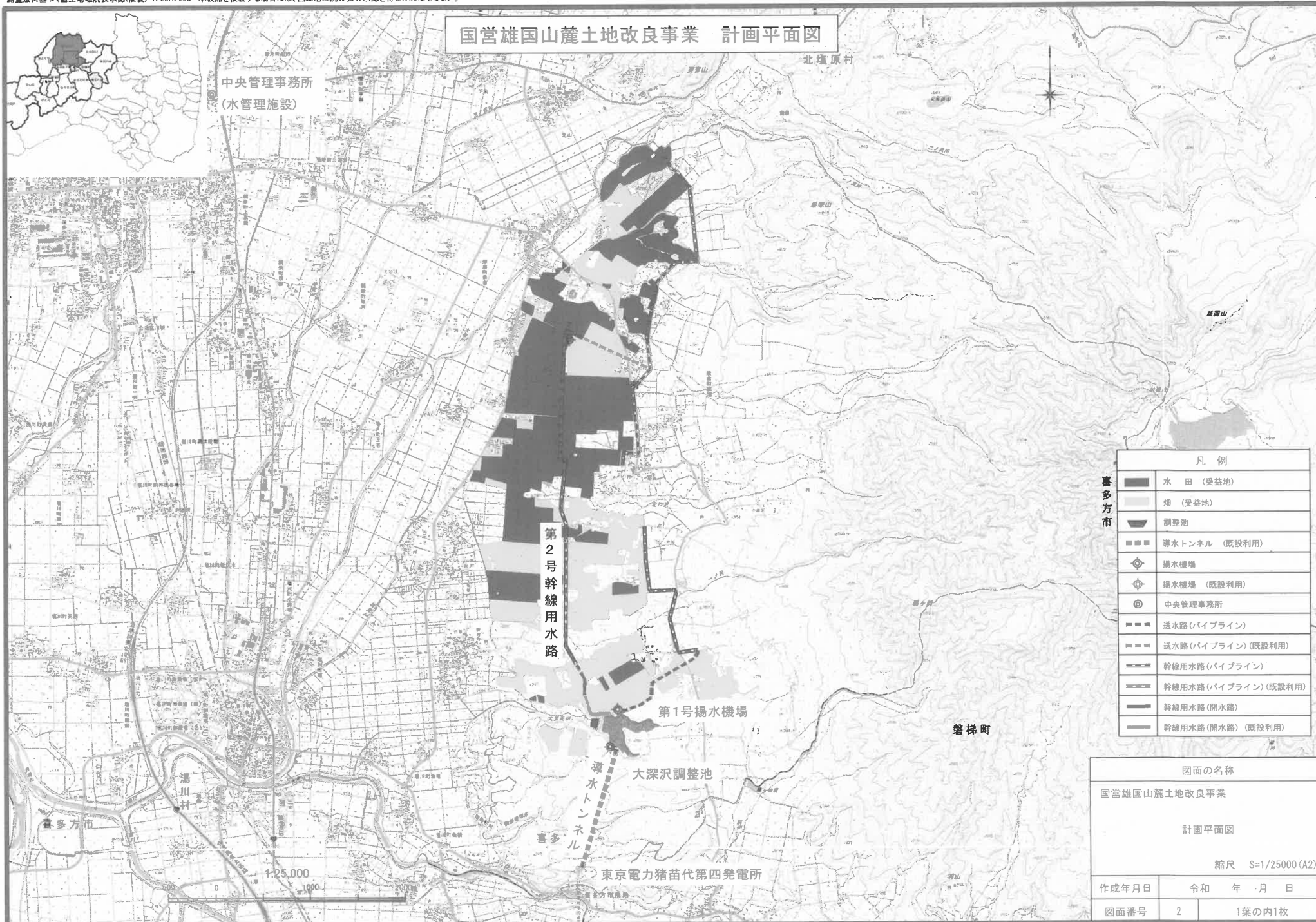
II. 再評価予備的検討説明資料(案) ※項目（案）のみ示す

1. 事業概要、2. 前歴事業の概要、3. 事業計画の重要な部分の変更の必要性の有無、4. 事業の進捗状況、5. 関連事業の進捗状況、6. 社会経済情勢の動向、7. 再評価の実施の判断

III. 再評価予備的検討説明資料(案)参考資料 ※項目（案）のみ示す

1. 事業概要、2. 概要図、3. 事業計画の重要な部分の変更の必要性の有無、4. 事業の進捗状況、5. 関連事業の進捗状況、6. 環境との調和への配慮、7. 社会経済情勢の動向、8. 農業情勢の動向、9. その他

国営雄国山麓土地改良事業 計画平面図



凡 例	
	水 田 (受益地)
	畑 (受益地)
	調整池
	導水トンネル (既設利用)
	揚水機場
	揚水機場 (既設利用)
	中央管理事務所
	送水路 (パイプライン)
	送水路 (パイプライン) (既設利用)
	幹線用水路 (パイプライン)
	幹線用水路 (パイプライン) (既設利用)
	幹線用水路 (開水路)
	幹線用水路 (開水路) (既設利用)

図面の名称	
国営雄国山麓土地改良事業	
計画平面図	
縮尺 S=1/25000 (A2)	
作成年月日	令和 年 月 日
図面番号	2 1葉の内1枚

國營母地改良事業平面設計圖

